23 日 獣 発 第 48 号 平成 23 年 5 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会 会 長 山 根 義 久 (公印及び契印の押印は省略)

宮崎県における口蹄疫を疑う異常畜の確認に係る 防疫対策の徹底等について

このことについて、平成23年4月26日付け23消安第815号をもって、農林水産 省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に 周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、口蹄疫については、韓国等周辺諸国で依然として発生しており、最近においても、「韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について」(平成23年4月22日付け23消安第767号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)により、改めて韓国の口蹄疫の現状の通知及び防疫に対する畜産関係者等への注意喚起を実施するよう依頼されたところですが、このような中、4月25日、宮崎県の肉用牛繁殖農家で飼養される肉用繁殖牛で舌及び口腔内に潰瘍が確認された旨の通報があり、口蹄疫の疑いが否定できないことから、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において病勢鑑定を行ったところ、今般の事例については、遺伝子検査及び抗体検査において陰性が確認されたところではありますが、引き続き、広く畜産関係者(畜産農家と接する耕種農家等を含む)、関係団体が周辺諸国の状況を認識し、畜産農家における飼養衛生管理の徹底を指導するとともに、今般の事例を踏まえ、今後の口蹄疫の防疫対応を実施する上で、次の2点、①飼養衛生管理及び異常の早期発見・早期通報の指導、②異常畜に係る情報の国への迅速

な提供について留意するよう、各都道府県畜産主務部長に求めたので、本会あてに、 了知の上、円滑な防疫対策の実施につき、協力を求めるとともに、家畜防疫の重要性 を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応がなされるよう指導が 依頼されたものです。

> 本件内容のお問合せ先 日本獣医師会事業担当 長野 TEL 03-3475-1601





23消安第815号 平成23年4月26日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県における口蹄疫を疑う異常畜の確認に係る防疫対策の徹底等について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



23消安第815号 平成23年4月26日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県における口蹄疫を疑う異常畜の確認に係る防疫対策の徹底等について

口蹄疫については、韓国等周辺諸国で依然として発生しており、我が国への口蹄疫の 侵入に対する警戒を強化する必要があることから、これまで繰り返し獣医師、畜産関係者 等に対し、口蹄疫の典型的な症状に関する情報提供及び早期通報の指導を徹底するよ うお願いしてきたところです。

最近においても、「韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について」(平成23年4月22日付け23消安第767号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)により、韓国では、本年2月以降一旦発生が鎮静していたものの、4月17日に再発が認められたことを踏まえ、改めて韓国の口蹄疫の現状の通知及び防疫に対する畜産関係者等への注意喚起を実施するようお願いしたところです。

このような中、4月25日、宮崎県の肉用牛繁殖農家で飼養される肉用繁殖牛で舌及び口腔内に潰瘍が確認された旨の通報があり、口蹄疫の疑いが否定できないことから、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において病性鑑定を行ったところです。

今般の事例については、遺伝子検査及び抗体検査において陰性が確認されたところではありますが、引き続き、広く畜産関係者(畜産農家と接する耕種農家等を含む。)、関係団体が周辺諸国の状況を認識し、畜産農家における飼養衛生管理の徹底を指導するとともに、今般の事例を踏まえ、今後の口蹄疫の防疫対応を実施する上で、以下の点について御留意頂きますようお願いします。

1 飼養衛生管理及び異常の早期発見・早期通報の指導

畜産農家に対し、適確な飼養衛生管理を実施するとともに、毎日飼養家畜の健 康観察を行い、異常の早期発見・早期通報に努めるよう指導を徹底すること。

2 異常畜に係る情報の国への迅速な提供

口蹄疫の疑いを否定できない症状が確認された場合は、当該異常畜の症状、発見に至る経緯等、病性鑑定に必要な関連情報を迅速に、国(動物衛生課)に提供するとともに、当該情報を踏まえて適確に病性鑑定材料を採取すること。

2 3 消安第 7 6 7 号 平成 2 3 年 4 月 2 2 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について

韓国においては、昨年11月29日以降口蹄疫(O型)が発生し、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)及び済州島を除き発生が拡大したことから、その後、全国的なワクチン接種によるまん延防止対策を行い、2月以降発生が鎮静したとの報告が出されていたところです。しかしながら、4月17日に慶尚北道永川市で口蹄疫(O型)が豚で再発して以降、本日までに3例(すべて豚飼養農場)の発生が報告されました。

韓国においては、ワクチン接種等により発生数は減少していますが、今後も散発的 に発生が報告される可能性は十分にあると考えられ、引き続き、我が国への口蹄疫の 侵入に対する警戒を強化する必要があります。

つきましては、韓国における最新の口蹄疫発生状況及び我が国の対応状況について、 別添のとおり取りまとめましたので、広く畜産関係者(畜産農家と接する耕種農家等 を含む)、関係機関・団体等への情報提供及び下記に掲げる飼養衛生管理の徹底に関 する畜産関係者等への指導をお願いします。

なお、韓国における口蹄疫の発生情報等については、これまでも当省ホームページにて随時更新しておりますが、今般改正された家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の2の規定に基づき、必要な情報をインターネットの利用、その他の適切な方法により積極的に公表することとしていますので、適切に御活用ください。

記

畜産農家においては、特に以下のことに留意すること。

- ① 飼養家畜の健康観察を毎日行い、異常の早期発見・早期通報に努めること。
- ② 家畜の管理者以外の者の農場敷地内への出入りを原則的に禁止すること。やむを得ず農場内に入場させる際には、海外渡航歴や他の農場への訪問履歴を確認した上で、問題が無い場合にのみ許可すること。
- ③ 農場の清浄性を確保するため、農場敷地及び畜舎の効果的な消毒を徹底すること。 また、敷地及び畜舎への入退場者、入退場車両については、出入りの記録を徹底す るとともに、入退場時の適切な消毒を実施すること。特に車両については、運転席 の足元等の車両内部の消毒に留意すること。

<農林水産省ホームページ:韓国の口蹄疫に関する情報>

URL: http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku yobo/k fmd/korea.html

韓国口蹄疫の現状について

平成 23 年 4 月 22 日 農林水産省動物衛生課

1. 経緯

昨年11月29日に慶尚北道の安東市で発生した口蹄疫(O型)は、その後発生が拡大し、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延。

韓国政府は、昨年 12 月にワクチン接種を決定し、12 月 25 日から一度目のワクチン接種を開始。全国のすべての牛及び豚を対象とした接種を行い、2月 26 日までに2度のワクチン接種を終了。

4月5日、韓国政府は 0IE に対し、最終発生は 2月25日であり、4月3日に一連の発生が終息しすべての地域で移動制限を解除した旨を通報。(約6,200農家の約348万頭(牛:15万頭、豚:332万頭)を殺処分)

しかしながら、4月17日に慶尚北道の永川市で再発し、4月22日までに同市内で3例が報告(全て豚)されている。

2. 再発以降の発生事例の概要

(1) 1例目

- 4月17日、養豚農場(67頭飼育)で発生(遺伝子検査(PCR)陽性)。
- 1週間前から雌豚の乳頭の皮膚がめくれ、子豚約 10 頭がへい死したため通報。蹄の傷、食欲不振を確認。
- ・本農場は、2月に農場主が1次・2次ワクチン接種。

(2) 2例目

- 4月20日、養豚農場(2,265頭飼育)で発生(1例目の農場から西に2.4km)。
- 子豚 80 頭に、へい死、蹄の傷、水疱、歩行異常を確認。
- ・本農場は、1月10日及び2月8日に農場主が1次・2次ワクチン接種。発症した子豚は30~40日齢でありワクチン未接種。

(3) 3例目

- 4月22日、養豚農場(800頭飼育)で発生(1例目の農場から東に2.5km)。
- 鼻、乳首に水疱、子豚のへい死を確認。

|3. 韓国政府の防疫対応|

- (1) 感染豚群のみを殺処分、移動制限は発生農場のみ。
- (2) 全国農場の一斉消毒、臨床観察強化を実施。
- (3) 発生農場周囲3kmの農場を対象にワクチンを追加接種。
- (4)2次接種の6か月後を予定していた3次接種の早期実施を検討中。

4. 我が国の対応

- (1) ゴールデンウイークに人や物の動きが活発になることを踏まえ、 改めて水際対策を徹底。
 - ・地方空港を含め出国エリアや航空機内等における旅客への注意喚起のためのアナウンスの実施、持ち込みゴルフシューズ等の消毒を徹底。
 - ・検疫探知犬を活用した抜き打ち検査(成田空港、関西空港)をアジア便を対象に強化。
- (2) 都道府県や関係団体を通じて、韓国の口蹄疫の現状を周知し、防疫に対する注意喚起を実施。